

中国日本商会

The Japanese Chamber of Commerce and Industry in China

〒100022 北京市朝陽区建国門外大街甲 26 号 長富宮弁公楼 2 階 2007 室

Tel: 86-10-6513-0829 Fax: 86-10-6513-9859 [Website] <http://cjcci.org/>

中日商工発第 40 号

2020 年 7 月 9 日

北京市投資促進服務中心

主任 周旭 様



日本企業関係者等の日中間往来に関する要望

平素より、在中国の日本企業の事業展開に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

中国においては、年初からの新型コロナウイルス感染の拡大には北京で近時新たな確定診断症例がみられているものの、全体としては一定の沈静化がみられ嬉しく存じます。

しかしながら、外国人の入国についてはビザの無効化・発給停止により、入国がままならず、当会の北京市内に事業所を対象に行ったアンケート調査では、回答企業の日本人駐在員のうち約 25%が中国に入国できずにおり、家族や交替予定者も含めると更に多くの日本人がビザの復活・発給再開を待っていることとなります。

このため、当地での事業や日中を跨いで事業活動が停滞するなど種々支障を生じており、個人の健康や生活など多方面にわたる支障も生じています。

- ・春節で一時帰国したまま中国に戻ることがかなわないなど、本来駐在すべき人員（家族を含む）が中国に来られず、人員不足のため円滑な事業運営が出来ない。
- ・現在中国にいる駐在員も、一旦日本に戻ると再入国できないため、日本国内に用件があっても帰国できずにいる。

- ・機器の調整や定期メンテナンスなどに必要な技術者の往来もできないため、経済活動に停滞や支障を生じている。
- ・本社の役員も兼ねているが、日本との往来ができないため、本社における本来の役割が十分に果たせずにいる。

ビザ発給停止中の措置として中国駐日本国大使館は、「経貿、科技のビザ申請人は中国省級地方外弁或いは商務庁のインビテーションレターを持ってビザセンターに予約・手続きを行う」としており、他都市においては、この手続きにより入国を果たした事例を多く聞いております。

ついては（１）北京市においても、早期かつ広範にインビテーションレターが発給されるなど、日本人駐在員の復職とその家族の入国、あるいは日本企業関係者が出張できるようご支援いただくことを要望いたします。

また、子女教育の環境は外国資本にとってのビジネス環境を構成する重要な要素であり、外籍人員子女の学校教員は経貿、人道主義両方に関わる人員です。しかしながら、当地在住の日本人子女の多くが通う日本人学校教員も３割が入国できないため、子女教育にも支障が出ています。このため、（２）日本人学校教員に対するインビテーションレターの発給も併せて要望いたします。

加えて、ビザが取得できた場合でも、日中間の航空便は路線及び便数が極めて限定されているため、座席の確保が困難になっており、特に北京の空港は国際線の運航が行われていないため、他都市を経由せざるを得ません。（３）ビザ取得者が速やかに北京に来訪できるよう北京－日本の直行便の早期の復活と増便を要望いたします。

以 上

中国日本商会

The Japanese Chamber of Commerce and Industry in China

邮编 100022 北京市朝阳区建国门外大街甲 26 号 长富宫办公楼 2 层 2007 室

Tel: 86-10-6513-0829 Fax: 86-10-6513-9859 (Website) <http://cjcci.org/>

中日商工发第 40 号

2020 年 7 月 9 日

关于日企相关人员等往返中日两国事宜的几点希望

尊敬的北京市投资促进服务中心 周旭 主任：

首先，感谢您及贵中心平日对在华日企的业务发展给予的关心与支持！

自今年年初开始，新冠肺炎疫情在中国大地不断蔓延，尽管最近北京出现了一些新增确诊病例，但我们可以欣喜地看到，整体形势已经趋于平稳。

然而，由于入境签证失效及停发，外国人一直无法入境中国。我商会针对北京市内经营机构开展问卷调查后，发现受访企业中约有 25% 的日籍常驻人员无法入境中国。如果包括家属以及原定的交接人员在内，那么等待签证重新生效和恢复签发的日本人人数会更多。

可见，目前状态已带来企业当地业务及中日跨境经营活动停滞不前等种种不便之处，也对个人的健康与生活等产生了各方面影响。

因春节期间临时回国人员无法返回中国等原因，原本派驻中国的人员（含其家属）无法来华，导致在华机构人员匮乏，无法顺利开展业务。

目前在华的外籍常驻人员有事需要回国处理也无法回国。因为一旦回国，就无法重新入境中国。

设备的调整与定期维护等所需技术人员无法往来于中日之间，导致经济活动或停滞或受到影响。

身兼总部高管职务人员因无法在中日之间往来，而无法正常履行其在总部的职责。

关于签证停发期间的临时性措施，中国驻日本大使馆通知称“经贸、科技活动签证申请人需持中国省级地方外办或商务厅签发的邀请函，向签证中心预约办理”。我们也听说中国其他城市已有多人通过该手续成功办理签证并入境。

因此，我商会谨提出以下几点希望。(1) 希望北京市也能通过尽早并广泛地为必要人员签发邀请函等措施，为日籍常驻人员复岗，为其家属入境以及日企相关人员出差办公提供帮助。

同时，子女教育环境也是构成外资营商环境的重要因素之一。外籍人员子女学校的教师属于同时参与经贸活动与人道主义工作的人员。然而，大多数居住在北京的日本人子女就读的日本人学校有约 30% 的教师无法入境，这给子女教育带来了影响。故，(2) 希望能够为日本人学校的教师签发邀请函。

此外，在相关人员顺利取得签证后的交通问题上，中日间的航线与航班数量都极为有限，很难确保座位。而且北京机场现已关闭国际线，往来人员必须由其他城市转机。因此，(3) 希望早日恢复并增加北京与日本之间的直飞航班，为取得签证的人员尽快赴京提供便捷条件。

此致

敬礼

中国日本商会
会长 小川良典